

## 通勤・住居・扶養手当受給の際の注意事項

諸手当の申請にあたり、各書類は届出理由の生じた日(入職した際は発令日・在職中転居の場合は住民票異動日等)から 15 日以内にご提出願います。職員給与規程より、理由の生じた日から 15 日を経過した場合、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給されます。

※**日割り支給は行っておりません**のでお含み置き下さい。

例)

- ・4/1 入職且つ 15 日以内に提出→4 月分より手当の支給を開始。  
※提出日によっては翌月給与にて遡及対応する場合がございます。
- ・4/1 入職で 4/16 以降に提出→翌月以降より手当の支給を開始。  
※4/16～5/1 に提出された場合は 5 月分より支給いたします。  
(4 月分の手当支給は行いません。)

住民票を異動させずに、住民票と異なる住所での通勤・住居手当を申請する場合は、別途書類が必要になりますので給与係までご相談ください。

また、提出期日に間に合った場合でも書類に不備がある場合は受理出来ず、手当の認定が出来かねますので、必要書類を**全て揃えたうえでお早め**にご提出ください。

ご不明な点がございましたら、下記の担当係までご連絡ください。

TEL:03-3202-7181 給与係 内線 2041・2155

Mail: salary\_kyoyu@jih.go.jp